軽油軽中量車基準」という。）又は平成二一年一〇月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(ロ)　エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の七五を乗じて得た数値以上であること。

(ハ)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　イ(イ)に該当すること。

(ロ)　エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の八五を乗じて得た数値以上であること。

(ハ)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　次のいずれかに該当すること。

①　平成三〇年軽油軽中量車基準に適合すること。

②　平成二一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。

(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。

ニ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　平成二一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ロ)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ホ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　ニ(イ)に該当すること。

(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一二〇を乗じて得た数値以上であること。

ヘ　車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　次のいずれかに該当すること。

①　平成二八年一〇月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあっては、平成三〇年一〇月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合すること。

②　平成二一年一〇月一日（車両総重量が一二トン以下のものにあっては、平成二二年一〇月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成二一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の一〇分の九を超えないこと。

(ロ)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(二)　環境性能割の税率について、次のとおり対象を見直すこととした。（第一五七条関係）

(1)　次に掲げるガソリン自動車（(一)の適用を受けるものを除く。）一〇〇分の一

イ　営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　(一)(4)イ(イ)①又は②に該当すること。

(ロ)　エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の六五を乗じて得た数値以上であること。

(ハ)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　(一)(4)イ(イ)①又は②に該当すること。

(ロ)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ　車両総重量が二・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　(一)(4)イ(イ)①又は②に該当すること。

(ロ)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　(一)(4)イ(イ)①又は②に該当すること。

(ロ)　エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の六五を乗じて得た数値以上であること。

(ハ)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ホ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　(一)(4)イ(イ)①又は②に該当すること。

(ロ)　エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の七五を乗じて得た数値以上であること。

(ハ)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ヘ　車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　(一)(4)ヘ(イ)①又は②に該当すること。

(ロ)　エネルギー消費効率が平成二七年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の一一五を乗じて得た数値以上であること。

(2)　次に掲げる石油ガス自動車（(一)の適用を受けるものを除く。）一〇〇分の一

イ　営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　(一)(5)イ(イ)①又は②に該当すること。

(ロ)　エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の六五を乗じて得た数値以上であること。

(ハ)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ　自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　(一)(5)イ(イ)①又は②に該当すること。

(ロ)　エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の七五を乗じて得た数値以上であること。

(ハ)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(3)　次に掲げる軽油自動車（(一)の適用を受けるものを除く。）一〇〇分の一

イ　営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ)　(一)(6)イ(イ)に該当すること。

(ロ)　エネルギー消費効率が令和一二年度基準エネルギー消費効率に一〇〇分の六五を乗じて得た数値以上であること。

(ハ)　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。